

木造住宅耐震診断員派遣事業（耐震診断）の流れ

1. 事業対象の確認

市内の木造住宅で、下記の全ての条件に当てはまるかご確認ください。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの
 - (2) 延べ床面積の過半の部分が住宅の用に供されているもの
 - (3) 階数が2以下かつ延べ面積300㎡以下のもの
 - (4) 木造軸組工法のもので、枠組壁工法、丸太工法の住宅でないもの
 - (5) 国土交通大臣等の特別な認定を得た工法による住宅でないもの
- ※事業の対象かどうか迷われる場合は、建築課までご相談ください。



2. お申し込み

申込書を記載し、必要書類をご用意の上、建築課窓口までお越しください。

- 必要書類
- 耐震診断実施申込書
 - 誓約書
 - 建築時期及び住宅の面積のわかる書類
- (例：固定資産税家屋評価証明書・建築確認通知書・登記事項証明・固定資産名寄帳兼課税台帳（税務課にて発行可）など)



(目安) 申込後、1ヶ月程度

3. 決定通知の送付

申請内容に問題なければ、「耐震診断決定通知」を郵送します。

※増築されている場合は、事前に市職員が現地を確認します。



4. 日程調整

申請書にご記入いただいた連絡先へ、耐震診断員が直接ご連絡し、現地調査の日程を調整します。

※耐震診断員は市がこの業務を委託している「(一財) 滋賀県建築住宅センター」から派遣されます。



5. 現地調査

耐震診断員が現地で調査を行います。所要時間は半日程度です。

内部の壁の位置なども調べますので、当日は立ち合いが必要です。



(目安) 現地調査後、3ヶ月程度

6. 診断結果の送付・説明

耐震診断員が現地調査を基に「診断結果報告書」を作成します。

「滋賀県建築住宅センター」の判定委員会の審査後、市から「診断結果報告書」を郵送します。後日、耐震診断員が診断結果の説明に伺います。



事業完了